

サイドバイサイド



老若男女がのびやかに暮らせる町に

第5期松伏町男女共同参画推進委員会の活動がスタート！
あなたの声を、お近くの委員へ伝えてください

■委員の仕事

- ・町長の諮問に応じ、調査、審議、答申をする。
- ・町民・事業者の意見・苦情を収集する。
- ・啓発活動の現状を調査する。
- ・町長に対し、男女共同参画の推進について建議する。

新メンバーは、次の8名の方です。

役職	氏名	選出枠	新再
会長	野上 為雄	自治会連合会	再任
副会長	津田 好子	学識経験者	再任
委員	植田 春治	自治会連合会	新任
	奥富 久枝	民生・児童委員協議会	新任
	武 泰子	商工会理事	再任
	須賀喜佐子	ヴァイゼ松伏	再任
	大塚 節子	NPO法人親子サポートぽっぽ	再任
	玄内 裕通	公募	新任



(写真左より、奥富久枝、須賀喜佐子、植田春治、会田町長、野上為雄、玄内裕通、津田好子(敬称略))

松伏町男女共同参画推進委員会は「松伏町男女共同参画推進条例」に基づき設置しています。

麻しん風しん予防接種実施中

2期(幼稚園等の年長児)・3期(中学1年生相当の年齢)・4期(高校3年生相当の年齢)

人権 それは愛

問合せ／教育文化振興課☎ 990-9011
企画財政課☎ 991-1815

「人権について改めて考えてみませんか」

人権と聞くと、何か堅苦しく難しいものと思われがちですが、人権は私たち一人ひとりにとってかけがえのないものであり、誰もが生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための権利です。

しかしながら、私たちのまわりには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関し、人権にかかわる問題が存在しています。

最近、調査会社等から依頼を受けた一部の司法書士が、職務上の権限を悪用して戸籍謄本等を不正に取得する事件が起きました。こうした出身地や家族の状況を調べる行為は、人権を侵害し、差別につながる恐れのあるものです。

就職採用においては、本人の仕事への適性や能力が判断されるべきですし、結婚についても、当人同士の意思が尊重されるべきです。いずれも出身地や家族の状況は関係ありません。

人権は一人ひとりのものであり、そして社会みんなのものであります。

誰かの人権がうばわれているということは、自分の人権もまたうばわれる可能性があるということです。「自分とは関係ない」という態度では、差別を私たちの社会からなくすることはできません。

私たち一人ひとりが、日々の生活の中で相手を思いやり、相手の立場に立った行動を心がけることによってお互いを理解し合える社会が実現できるのではないのでしょうか。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。